

評議員選定委員会運営規程

2018年9月5日

MF第2018000003号

(目的)

第1条 この規程は、定款第12条第5項の規定に基づき、一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）の評議員選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する事項を定める。

(役割)

第2条 委員会は、評議員の選任及び解任を行う。

- 2 評議員の選任は、定款第12条第4項の定めに基づいて、委員会の決議によって選任する。
- 3 評議員が次のいずれかに該当するときは、委員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 評議員としてふさわしくない非行があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(委員の構成及び委嘱)

第3条 委員会委員は、評議員1名、監事1名、事務局1名、定款第10条第3項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

- 2 外部委員は、都度、理事会において選任する。
- 3 委員会委員は、理事長が委嘱する。

(招集)

第4条 委員会の招集通知は、会議の開催日の6日前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法により発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

- 2 委員会は理事長が必要と判断する場合は、いつでも開催することができる。
- 3 委員会は理事長が招集する。

(委員会)

第5条 委員会は必要に応じ開催することができる。

- 2 委員長は、開催の都度、委員会において互選する。
- 3 委員長は委員会の議長に就任し、この委員会の会務を総理する。
- 4 決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 5 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見の聴取又は説明させることができる。
- 6 委員長は次の情報を委員会に報告しなければならない。

- (1) 評議員候補者の経歴及び候補者とした理由
- (2) この法人及びこの法人の役員又は評議員との関係
- (3) その他の評議員候補者に関して有用と思われる情報

(議事録)

第6条 議事については、議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には次の事項を記載する。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会に出席した者の氏名
- (3) 委員会の議事の経過の概要及び結果
- (4) 委員会の議長の氏名

3 前項の議事録には、次の各号に掲げる委員2名がこれに記名押印する。

- (1) 会議に出席した外部委員から選出された議事録署名人1名
- (2) 会議に出席した外部委員以外の委員から選出された議事録署名人1名

(手当及び旅費)

第7条 委員会に出席した委員及び第5条第5項の規定により出席した者には、手当及び旅費を次の通り支給することができる。

- (1) 手当 20,000円
- (2) 旅費 実費

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は理事会において別に定める。

附則 (2018年9月6日)

この規程は、2018年9月6日より施行する。ただし、第7条の規定は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条に基づく指定を受けることを停止条件として、当該指定を受けた日に施行する。